

水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の件

改正 { 平成 13 年 3 月 27 日  
福島県告示第 306 号 }  
改正 { 平成 18 年 3 月 24 日  
福島県告示第 276 号 }  
改正 { 平成 22 年 12 月 14 日  
福島県告示第 740 号 }  
改正 { 平成 28 年 2 月 23 日  
福島県告示第 86 号 }

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境省告示」という。）別表二に掲げる類型をいう。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

水域	該当類型	達成期間	暫定目標 (平成三十二年度)
阿武隈川水系 北須川(千五沢ダム貯水池より上流)	河川A	直ちに達成	
阿武隈川水系 今出川(北須川合流点より下流及び千五沢ダム貯水池より下流の北須川)	河川B	五年を超える期間で可及的速やかに達成	
千五沢ダム貯水池(全域)	湖沼A	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	化学的酸素要求量 一リットルにつき 五.〇ミリグラム
	湖沼Ⅲ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全窒素 一リットルにつき 〇.九五ミリグラム 全リン 一リットルにつき 〇.〇五二ミリグラム
東山ダム貯水池(全域)	湖沼A	直ちに達成	
	湖沼Ⅱ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全リン 一リットルにつき 〇.〇一四ミリグラム

備考

- 1 該当類型の欄中「河川A」及び「河川B」は、環境省告示別表二の1の(1)の類型の「A」及び「B」を示し、同欄中「湖沼A」は、同表の1の(2)のアの類型の「A」を示し、同欄中の「湖沼Ⅱ」及び「湖沼Ⅲ」は、同表の1の(2)のイの類型の「Ⅱ」及び「Ⅲ」を示す。
- 2 東山ダム貯水池については、全窒素に係る基準値は、当分の間適用しない。